



# 飼い犬の登録などの手続きについて

犬の所有者は、犬の所在地の市区町村に登録をします。

生後3か月以上（91日以上）の犬 → 飼い始めた日から30日以内に

生後3か月以内（90日以内）の犬 → 生後3か月を超えた日から30日以内に

## 飼い犬の登録、各種手続きについて

飼い犬のマイクロチップの装着や環境省のマイクロチップ情報登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録の有無により、手続きが異なります。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録すると、市にも登録したものとみなし、装着されたマイクロチップは犬の「鑑札」とみなされます。

ペットショップなどで犬を購入した飼い主の方は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで所有者情報の変更をすれば、市の窓口へお越しいただかなくても、市の犬の登録が完了したことになります。

## ◎飼い犬の登録などの手続き一覧

|           | マイクロチップを装着している犬  | マイクロチップを装着していない犬  |
|-----------|--|---|
| 犬を飼い始めた   | <p>環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトでペットショップなどからご自身に所有者情報の変更登録をします<br/>変更登録はこちらから</p>  | <p>手続き窓口または府中市のオンライン申請を利用して登録します<br/>犬の登録手数料（鑑札の交付含む）3,000円<br/>鑑札は必ず犬の首輪に着けてください</p>  |
| 府中市へ転入    | <p>環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録事項を変更します<br/><br/>※府中市では、マイクロチップが鑑札とみなされるため、犬の鑑札は交付されません。</p>   | <p>手続き窓口で所有者住所、犬の所在地を変更し、犬の鑑札を府中市の犬の鑑札に交換します（無料）<br/>必要なもの：前住地の自治体で交付された犬の鑑札<br/>☆前住地の犬の鑑札をなくしてしまったら…<br/>府中市の犬の鑑札を交付します（手数料1,600円）</p>                                     |
| 市内での転居    | 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録事項を変更します   | 府中市のオンライン申請または手続き窓口で所有者住所・犬の所在地を変更します   |
| 犬を譲り受けた   | 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで所有者の変更登録をします   | 犬の前住地により手続きが異なりますので、保健センターにお問い合わせください   |
| 府中市から転出   | 自治体により手続きが異なりますので、転出先の自治体にお問い合わせください   | 自治体により手続きが異なりますので、転出先の自治体にお問い合わせください  |
| 飼い犬が亡くなった | 環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで死亡の届出をします  | 保健センターへの電話連絡、府中市のオンライン申請または手続き窓口で死亡の届出をします  |

手続き窓口 府中市保健センター 府中町2-25 (TEL 042-368-5311)

そのほか

総合窓口課

TEL 042-335-4120

白糸台文化センター

TEL 042-363-6208

西府文化センター

TEL 042-364-0811

府中市ホームページ

